

令和7年度環境物品等の調達実績の概要

独立行政法人自動車技術総合機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度の環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、独立行政法人自動車技術総合機構ホームページにて公表するとともに、環境大臣に通知する。

I. 令和7年度の経緯

令和7年度について、以下のとおり環境物品等の調達を図るための方針（調達方針）の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

令和7年4月10日 調達方針を策定・公表

II. 特定調達品目の調達状況

(1) 目標達成状況等

調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としていたところであるが、一部の品目において、仕様の都合等により目標のとおり調達することができなかった。

なお、公共工事については該当する調達がなかった。

(2) 判断の基準を満足しない物品等

一部の品目において、仕様の都合等により目標のとおり調達することができなかった。

(3) 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

該当する調達はなかった。

III. 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品以外の調達にあたっては、エコマークの認定を受けているもの、または、環境に配慮した製品等を調達するように努めた。

IV. その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

特筆すべき事はなし。

V. 令和7年度調達実績に関する評価

令和7年度の調達については、概ね目標のとおり調達を達成したが、一部品目においては仕様の都合等により目標のとおり調達することができなかった。令和8年度以降の調達においては、グリーン購入法の趣旨を徹底するとともに、従来以上により高い水準を満足する物品等を調達する等、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとしたい。